

## 支部総会又は同窓会への補助の改定

平成 23 年度より実施されてきた“支部総会又は同窓会への補助”について、平成 27 年度代議員会において支部総会の活動を促すため、以下のように改定されました。この改定は 3 年間の経過を見て再度見直しがされます。支部となっていない「同窓会」にも、一定の補助を致します。 問合せはホームページトップ画面の左側「学友会へのご要望」からお願いします。

\*学友会から補助を受けた支部・同窓会は、活動(会計)報告書及び支部総会参加者名簿の提出の義務を負う。  
提出期限は活動(支部同窓会又は同窓会)が終了した日から30日以内とする。

	ランク	支部活動費	支部総会		提出書類等
	前年度参加実績		会場費補助	懇親会等補助	
支部	1 (0~10人)	60,000/年間	30,000/年間	3,000/人・年間	活動(会計)報告書 及び参加者名簿
	2 (11~20人)	70,000/年間	50,000/年間		
	3 (21~30人)	80,000/年間	70,000/年間		
	4 (31~40人)	90,000/年間	90,000/年間		
	5 (41~50人)	100,000/年間	110,000/年間		
	6 (51~60人)	〃	130,000/年間		
	7 (61~70人)	〃	150,000/年間		
	8 (71~80人)	〃	170,000/年間		
	9 (81~90人)	〃	190,000/年間		
	10 (91~100人)	〃	210,000/年間		
		11 (101~110人)	〃		
国外	同窓会		2,000/人・年間	集合写真 及び参加者名簿	
国内	同窓会		1,000/人・年間	集合写真 及び参加者名簿	